

# 山口県報

平成 22 年  
7月16日  
(金曜日)

## 目 次

規則	1
山口県訓練手当支給規則の一部を改正する規則(労働政策課)	1
告示	1
平成二十二年産水稻の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課)	1
平成二十二年産大豆の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課)	2
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	2
保安林予定森林(森林整備課)	2
海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正(漁港漁場整備課)	2
公告	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	3
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	3
土地改良区役員(農村整備課)	4
公安委告示	4
警備員指導教育責任者講習の実施	4
警備員等の検定の実施	5
指定講習機関の変更の届出	6
雑報	6
公文書の開示の状況の公表	6
個人情報開示の訂正及び利用停止の状況の公表	7



山口県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月十六日

### 山口県規則第三十九号

山口県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

山口県訓練手当支給規則(昭和四十二年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を附則第四項とし、附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 支給対象者が平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業訓練を受けた場合における受講手当についての第五条第二項の規定の適用については、同項中「五百円」とあるのは、「七百円」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の山口県訓練手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)(附則第二項の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

(受講手当の内払)  
2 改正前の山口県訓練手当支給規則の規定により平成二十二年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に係る受講手当として支給された受講手当は、改正後の規則の規定による受講手当の内払とみなす。



### 山口県告示第二百六十八号

主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三百一十一号)第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十二年産の水稻の指定種子生産ほ場として指定した。

その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年七月十六日

山口県知事 二井 関 成

市町名 面積(アール)  
宇部市 三、八六九

山口県知事 二井 関 成

山口市 三、八一〇  
萩市 三、五八一  
周南市 四、五七六

山口県告示第二百六十九号

主要農作物種子法（昭和二十七年法律第三百一十一号）第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十二年産の大豆の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年七月十六日

山口県知事 二井 関成

市町名 面積（アール）  
宇部市 六〇  
山口市 八八三

山口県告示第二百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年七月十六日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称 認可年月日  
宇部市小野土地改良区 平成二二、七、九

山口県告示第二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十二年七月十六日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字山田字ナメラ平五、字荷卸浴一、一三、一四の一、一四の二、字下奈目良三二、三五、二四九〇

岩国市由宇町字上行衛三〇三九、四三五八、四三五九の一、四三六〇、四六九八、由宇町西三丁目三三九三、由宇町字蔵重三二九四、三二九六、三三〇四、四七三六、字蔵重岡三二九五、三三〇〇、三三〇二の一、三三〇六の一、四六九〇、四七〇〇から四七〇三まで、四七〇八、四七〇九、四七二七、四七二八、四七三二、四七三三、四七三四、四七三五、四七四二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐とする。

萩市大字山田字ナメラ平五・字荷卸浴一四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一四の二、字下奈目良三二・二四九〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

岩国市由宇町字蔵重岡四七二七・四七三五・四七四二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第二百七十二号

海岸保全区域の指定に関する告示（昭和三十二年山口県告示第五百二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月十六日

山口県知事 二井 関成

七十二 山口県山口北沿岸江崎漁港海岸江津地区海岸に関する部分を次のように改め

七十二

(一) 海岸の名称

山口県山口北沿岸江崎漁港海岸江津地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三の各点を順次結んだ線及び基点二三、補助点二三の一、一〇の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 萩市大字江崎字下開作八七六番地の二三の標<sup>標</sup>的位置(北緯三四度三二分二七・一二六秒東経一三一度三八分四六・九六九秒)
二 基点一から一九六度四八分二〇秒一四九・九メートルの点
三 基点二から二二一度五八分五八秒八八・九メートルの点
四 基点三から一三二度三〇分一七秒八二・三メートルの点
五 基点四から三四度二六分一九秒一〇・一メートルの点
六 基点五から九度五七分二四秒三〇・二メートルの点
七 基点六から三五九度四九分五五秒三四・六メートルの点
八 基点七から二八度五四分三九秒二二・四メートルの点
九 基点八から六五度〇七分一六秒四一・三メートルの点
一〇 基点九から五八度五二分二六秒七六・一メートルの点
一一 基点一〇から五二度二八分四〇秒三六・〇メートルの点
一二 基点一一から九三度三六分三四秒七・八メートルの点
一三 基点一二から一〇三度〇五分一八秒三一・五メートルの点
一四 基点一三から九五度五九分四八秒六一・四メートルの点
一五 基点一四から一〇五度五四分四五秒一二八・〇メートルの点
一六 基点一五から一九度一〇分三八秒三七・八メートルの点
一七 基点一六から二五度〇四分二秒九・五メートルの点
一八 基点一七から三七度三四分四〇秒六・三メートルの点
一九 基点一八から四三度〇二分三三秒三七・一メートルの点
二〇 基点一九から三〇四度一〇分〇九秒六八・七メートルの点
二一 基点二〇から二九五度五九分〇一秒二五・四メートルの点
二二 基点二一から二七九度二一分三七秒一〇一・四メートルの点
二三 基点二二から二八七度五三分四一秒五一・九メートルの点

補助点

- 一の一 基点二から一一一度五五分〇五秒三八・二メートルの点
一〇の一 基点一〇から三三三度四五分〇三秒一〇四・〇メートルの点
二三の一 基点二三から二二二度〇九分四七秒九四・〇メートルの点
注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。
2 方位は、真方位とする。



(二四七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十二年八月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年七月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年六月二十四日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人レオーネ山口スポーツクラブ
代 表 者 の 氏 名 住田 優
主たる事務所の所在地 山口市平井六二六番地の二

(二四八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年二月二十六日山口県公告(四八)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年七月十六日から同年八月十六日までの間、山口県商工労働

部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年七月十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アルク南岩国  
 所在地 岩国市南岩国町三丁目一五五二の一
- 二 意見の概要  
 特に配慮を求める事項はない。

(二四九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十二年七月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員	理事の別	氏 名	住 所
土地改良区 <small>の名称</small>	監事	重本 正夫	宇部市大字小野一四一〇
宇部市小野土地改良区	理事	富永雄一郎	一〇一六
"	"	平田 敦隆	一〇二三
"	"	平山 洋二	四〇四の三
"	"	原田 靖司	一六一五の一
"	監事	大野 哲雄	四二〇
"	"	田中 尚人	六七二
二 退任した役員	理事の別	氏 名	住 所
土地改良区 <small>の名称</small>	監事	重本 正夫	宇部市大字小野一四一〇
宇部市小野土地改良区	理事	富永雄一郎	一〇一六
"	"	平田 敦隆	一〇二三
"	"	平山 洋二	四〇四の三
"	"	原田 靖司	一六一五の一
"	監事	大野 哲雄	四二〇
"	"	田中 尚人	六七二

"	"	平山 洋二	四〇四の三
"	"	原田 靖司	一六一五の一
"	監事	大野 哲雄	四二〇
"	"	田中 尚人	六七二

四

山口県公安委員会告示第三十九号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十二年七月十六日

山口県公安委員会

- 一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第七條第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)

平成二十二年八月二十三日(月曜日)から同月二十六日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月二十七日(金曜日)の午前九時から午後五時三十分まで

イ 追加取得講習(講習規則第六條第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)

平成二十二年八月二十六日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月二十七日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二條第一項第二号に規定する業務(以下「第二号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

- ア 最近五年間に第二号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四条に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)(に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

- エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)(に合格した者
- オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第二号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のオからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間

平成二十二年七月二十六日(月曜日)から同月三十日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

- (一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)
- (二) (一)のオに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第二号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第二号警備業務従事証明書」という。)(、(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第二号警備業務従事証明書、(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八

条の合格証の写し、(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第二号警備業務従事証明書

- (三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)(
- (四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)(

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇〇一〇内線三〇一八)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

山口県公安委員会告示第四十号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十二年七月十六日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別	級	受検定員
貴重品運搬警備業務	二級	三十名

二 検定の日時及び場所

日	時	場	所
平成二二、一〇、一六	午前九時から午後五時まで	山口市仁保下郷	一四五九番地
		山口県警察学校	

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間  
平成二十二年八月十六日(月曜日)から同月二十日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで  
なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書  
(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面  
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)(二枚)  
七 受検手数料  
一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)(を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八)にする。

山口県公安委員会告示第四十一号

指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第四条第一項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成二十二年七月十六日

山口県公安委員会

指定講習機関の名称	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
学校法人鴻城義塾鴻城自動車学園	住所	宇部市厚南北三丁目二番一二号	宇部市大字際波二四一八の一
	特定講習の業務を行う場所	宇部市厚南北三丁目二番一二号	宇部市大字際波二四一八の一



公文書の開示の状況の公表

山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)第二十三条の規定により、平成二十一年度における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。

平成二十二年七月十六日

山口県知事 二井 関成

1 公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況

公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求又は申出の件数等 (単位:件)

開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況		その他
	開 示	部分開示	
7,189 (47)	5,451 (17)	1,593 (30)	23
		54	68

備考 ( )内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況			その他	
		開 示	部分開示	非 開 示		
総 務 部	124	19	98	1	0	6
総 合 政 策 部	15	15	0	0	0	0
地 域 振 興 部	6	6	0	0	0	0
環 境 生 活 部	43 (1)	30 (1)	8	0	2	3
健 康 福 祉 部	102 (4)	63 (1)	33 (3)	1	0	5
商 工 労 働 部	10 (2)	6	3 (2)	0	1	0
農 林 水 産 部	642 (2)	55	584 (2)	0	3	0
土 木 建 築 部	5,569 (22)	5,129 (14)	372 (8)	21	32	15
国 体 ・ 障 害 者 ア ー ツ 大 会 局	2	0	2	0	0	0
事 業 計 画 局	2	1	0	0	0	1
計	6,515 (31)	5,324 (16)	1,100 (15)	23	38	30
議 会	231	15	216	0	0	0
教 育 委 員 会	64	13	48	0	0	3
選 挙 管 理 委 員 会	117	7	110	0	0	0
人 事 委 員 会	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	214 (16)	64 (1)	104 (15)	0	16	30
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0
日 本 海 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0
瀬 戸 内 海 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	44	28	15	0	0	1
地 方 独 立 行 政 法 人	4	0	0	0	0	4

合 計	7,189 (47)	5,451 (17)	1,593 (30)	23	54	68
-----	---------------	---------------	---------------	----	----	----

備考 ( )内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳

(単位 件)

開 示 を し な い 理 由 の 区 分	部分開示	非 開 示	合 計
法 令 秘 等 情 報 (第1号)	0	0	0
個 人 情 報 (第2号)	1,371 (28)	0	1,371 (28)
法 人 等 情 報 (第3号)	974 (19)	0	974 (19)
犯 罪 捜 査 等 情 報 (第4号)	2 (15)	0	2 (15)
意 思 形 成 過 程 情 報 (第5号)	7	1	8
行 政 運 営 情 報 (第6号)	138 (15)	22	160 (15)
協 力 ・ 信 頼 関 係 情 報 (第7号)	508	1	509
合 議 制 機 関 等 情 報 (第8号)	1	0	1
合 計	3,001 (77)	24	3,025 (77)

備考

- 1 「開示をしない理由の区分」欄の ( )内は、山口県情報公開条例第11条の号名である。
  - 2 「部分開示」欄及び「合計」欄の ( )内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
  - 3 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計数は、部分開示の決定又は回答の件数と非開示の決定又は回答の件数との合計件数より多くなっている。
- 2 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況  
 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

不服申立て又は不服の申出の件数	不服申立てに対する決定若しくは裁決又は不服の申出に対する回答		取 下 げ 審 査 中
	認 容	一 部 認 容 棄 却	
4	0	1	2
			却 却
			下
			0
			0
			1

個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表

山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第三十九条の規定により、平成二十一年度における個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を次のとおり公

第2174号  
平成22年7月16日

山口県民謡 11 共 監 査

1 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況  
個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求及び申出の件数等 (単位 件)

開示の請求及び申出の件数	処 理 状 況				
	開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	そ の 他
開示の請求	213	53	133	17	4
開示の申出	17,478	17,478	0	0	0
合 計	17,691	17,531	133	17	4

(2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	そ の 他
総 務 部	0	0	0	0	0	0
総 合 政 策 部	0	0	0	0	0	0
地 域 振 興 部	0	0	0	0	0	0
環 境 生 活 部	22	21	0	0	0	1
健 康 福 祉 部	90	62	26	0	2	0
商 工 労 働 部	59	58	0	0	0	1
農 林 水 産 部	6	1	4	0	0	1
土 木 建 築 部	3	2	1	0	0	0
国 体 ・ 障 害 者 入 浴 一 ツ 大 会 局	0	0	0	0	0	0
事 業 計 画 局	0	0	0	0	0	0
計	180	144	31	0	2	3
議 会	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	7	6	1	0	0	0

選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
人事委員会	147	147	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
公安委員会	17,075	17,075	0	0	0	0
警察本部長	129	6	101	17	2	3
労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人	153	153	0	0	0	0
合 計	17,691	17,531	133	17	4	6

(3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合 計
法令秘等情報 (第1号)	0	0	0
未成年者情報 (第2号)	0	0	0
第三者情報 (第3号)	102	17	119
法人等情報 (第4号)	3	0	3
犯罪捜査等情報 (第5号)	0	0	0
意思形成過程情報 (第6号)	66	0	66
評価・選考等情報 (第7号)	0	0	0
行政運営情報 (第8号)	71	17	88
協力・信頼関係情報 (第9号)	0	0	0
合 議 制 機 関 等 情 報 (第10号)	0	0	0
合 計	242	34	276

備考

1 「開示をしない理由の区分」欄の ( ) 内は、山口県個人情報保護条例第16条の号名である



る。

2 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計数は、部分開示の決定又は回答の件数と非開示の決定又は回答の件数との合計件数より多くなっている。

2 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況

個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

訂正の請求の件数	処 理 状 況			
	訂 正	非 訂 正	未 処 理	そ の 他
0	0	0	0	0

3 個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況

個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

利用停止の請求の件数	処 理 状 況			
	利用停止	非利用停止	未 処 理	そ の 他
0	0	0	0	0

4 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立ての件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

不服申立ての件数	不服申立てに対する決定又は裁決				
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ
3	0	0	0	1	0
					審 査 中
					2

平成二十二年七月十六日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁